

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

一般行政職(市長部局、各行政委員会等)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 1級	主事の職務で三条市一般任用 職員に関する規則(平成23年三 条市規則第10号。以下「規則」と いう。)に定めるⅡ類一般任用職 員が従事する業務に相当する業 務を行う職務	3	0.6	主事	3	195	38.6	主事級
一般任用 職員相当 2級	主事又は技師の職務で規則に 定めるⅠ類一般任用職員が従 事する業務に相当する業務を行 う職務	11	2.2	計	3			
				主事	9			
				技師	2			
1級	主事又は技師の職務	100	19.8	計	11			
				主事	90			
				技師	10			
2級	主事又は技師の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	81	16.0	計	100			
				主事	70			
				技師	11			
3級	主任の職務	158	31.3	計	81			
				主任	70			
				技師	11			
4級	主任の職務	158	31.3	計	158	158	31.3	主任級
				主任	158			
				計	158			
5級	係長の職務	76	15.1	係長	54	76	15.0	係長級
				主査	20			
				グループ長	2			
6級	係長の職務	76	15.1	計	76	76	15.0	係長級
				係長	54			
				主査	20			
7級	係長の職務	76	15.1	グループ長	2	76	15.0	係長級
				計	76			
				グループ長	2			
8級	課長補佐の職務	40	7.9	課長補佐	24	40	7.9	課長補佐級
				室長	3			
				次長	2			
9級	課長補佐の職務	40	7.9	副主幹	1	40	7.9	課長補佐級
				所長	9			
				場長	1			
10級	課長補佐の職務	40	7.9	計	40	40	7.9	課長補佐級
				課長補佐	24			
				室長	3			
11級	課長の職務	28	5.5	次長	2	28	5.5	課長級
				副主幹	1			
				所長	9			
12級	課長の職務	28	5.5	場長	1	28	5.5	課長級
				計	28			
				課長	24			
13級	課長の職務	28	5.5	室長	1	28	5.5	課長級
				主幹	1			
				サービスセンター長	2			
14級	課長の職務	28	5.5	計	28	28	5.5	課長級
				課長	24			
				室長	1			
15級	部長の職務	8	1.6	部長	6	8	1.6	部長級
				部主幹	1			
				社会福祉事務所長	1			
16級	部長の職務	8	1.6	計	8	8	1.6	部長級
				部長	6			
				部主幹	1			
合計		505	100.0	※職員数には再任用職員を含む。				

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

技能労務職(市長部局、各行政委員会等)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 級	規則に定めるⅢ類一般任用職 員が従事する業務に相当する業 務を行う職務	10	15.4	技士	4	65	100.0	技 士 級
				管理士	5			
				調理士	1			
				計	10			
1級	一般技能職員及び一般労務 職員の職務	0	0.0					
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要と する作業を行う技能職員及び労 務職員の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	特に高度の技能又は長期の経 験を必要とする作業を行う技能 職員及び労務職員の職務	2	3.1	調理士	2			
				計	2			
4級	市長が職務の内容、責任の度 合等からみて、特に重要な業務 を所掌すると認める職務	39	60.0	技士	10			
				管理士	10			
				調理士	19			
				計	39			
5級	4級の項に掲げる職務で特に 長期の経験を必要とする業務を 行う職務	14	21.5	技士	8			
				管理士	5			
				調理士	1			
				計	14			
合 計		65	100.0	※職員数には再任用職員を含む。				

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

消防職

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内 訳		職制上の段階								
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段階						
1級	1 消防副士長の職務 2 消防士の職務	32	21.2	係員	2	51	33.8	係員級						
				隊員	30									
				計	32									
2級	消防士長の職務	19	12.6	係員	5				60	39.7	主任級			
				隊員	14									
				計	19									
3級	1 消防司令補の職務 2 消防士長の職務で相当高度 の知識又は経験を必要とする業 務を行う職務	63	41.7	副小隊長	17	27	17.8	係長級						
				主任	8									
				分隊長	22									
				副分隊長	13									
				小隊長	1									
				係長	1									
				主査	1									
				計	63									
4級	1 消防司令の職務 2 消防司令補の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	33	21.8	係長	4	9	6.0	課長補佐級						
				主査	1									
				小隊長	16									
				分遣所長	3									
				課長補佐	2									
				署次長	5									
				分署長	2									
				計	33									
5級	1 消防司令長の職務 2 消防司令の職務で相当高度 の知識又は経験を必要とする業 務を行う職務	2	1.3	課長	2	3	2.0	課長級						
				計	2									
6級	消防司令長の職務で消防長が 職務の内容、責任の度合等から みて特に重要な業務を所掌する と認める職務	1	0.7	本部次長	1				1	0.7	部長級			
				計	1									
7級	消防監の職務	1	0.7	消防長	1							1	0.7	部長級
				計	1									
合 計		151	100.0											

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

一般行政職(水道企業職員)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 1級	主事の職務で規則に定めるⅡ 類一般任用職員が従事する業 務に相当する業務を行う職務	0	0.0		0	1	9.1	主事級
				計	0			
一般任用 職員相当 2級	主事又は技師の職務で規則に 定めるⅠ類一般任用職員が従 事する業務に相当する業務を行 う職務	0	0.0		0			
				計	0			
1級	主事又は技師の職務	0	0.0	技師	0			
				計	0			
2級	主事又は技師の職務で相当高 度の知識又は経験を必要とする 業務を行う職務	1	9.1	主事	0	5	45.5	主任級
				技師	1			
				計	1			
3級	主任の職務	5	45.4	主任	5			
				計	5			
4級	係長の職務	2	18.2	係長	2	2	18.2	係長級
				計	2			
5級	課長補佐の職務	2	18.2	課長補佐	1	2	18.2	課長補佐級
				場長	1			
				計	2			
6級	課長の職務	1	9.1	課長	1	1	9.1	課長級
				計	1			
7級	部長の職務	0	0.0		0	0	0.0	部長級
				計	0			
合計		11	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

技能労務職(水道企業職員)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	職員数		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
一般任用 職員相当 級	規則に規定するⅢ類一般任用 職員が従事する業務に相当する 業務を行う職務	0	0.0	計	0	7	100.0	技士 級
1級	一般技能職員及び一般労務職 員の職務	0	0.0	計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要と する作業を行う技能職員及び労 務職員の職務	0	0.0	計	0			
3級	特に高度の技能又は長期の経 験を必要とする作業を行う技能 職員及び労務職員の職務	0	0.0	計	0			
4級	市長が職務の内容、責任の度 合等からみて、特に重要な業務 を所掌すると認める職務	6	85.7	技士	6			
				計	6			
5級	4級の項に掲げる職務で特に 長期の経験を必要とする業務を 行う職務	1	14.3	技士	1			
				計	1			
合計		7	100.0					